

報告書 骨子(案)

※ 下記の内容に応じ、報告書の各章に振り分け、掲載を見込む

1 標準的な教育テキスト（案）の作成

<全般>

- ・テキストの作成にあたり、教育訓練指針の提言より、20年以上を経ているが、基本的な内容については、現在においても適切と思慮。一方で、最近の安全管理や、各種の報告書提言などを反映することが必要。
- ・テキストの対象者については、新任者向けにわかりやすいものとして取り組みつつも、テキストが継続的かつ反復的な活用を経て、従事者（既に防災要員として従事している者）の教育訓練にも活用できるようにすべき（従事者向けには、「防災活動の手引き」など）。
- ・事故発生時の防災活動をかんがみると、日頃の一般的な事故から、重大な事故まで対応できるような幅広い教育訓練が必要。
- ・委託の防災要員についても、事業所の従業員で構成される防災要員と同じように、事業所の事業内容や製造の特徴など、十分な教育訓練を行うことが必要。
- ・テキストの内容は、写真や図表などの掲載を図り、読みやすく、わかりやすく構成することが必要。
- ・テキストは、限られた紙面のため、基本的な知識や技術などに留まることから、例えば、テキストは一般論で構成し、事業所で活用する場合に、事業所の特徴を別途、用意するなど、必要に応じた利用を前提とすべき。

<アンケート調査結果関係>

- ・教育訓練の状況は、「防災・保安法令関係」、「理化学の基礎知識」、「防災活動訓練」が広く実施されており、追加項目（候補）「安全管理」とともに、テキストの構成や内容に反映していくことが必要。

<今後の検討（平成29年度）>

- ・テキストの作成については、引き続き、本検討会やアンケート調査の結果を反映するとともに、防災要員の教育訓練実証を経るなどの利用側の検証も必要。

2 研修体制の充実強化

<全般>

- ・教育訓練体制をはじめ、研修体制については、教育訓練指針の提言のとおり、教育訓練に係る指導者、資機材、施設等の体制が整備されていることが必要。

<アンケート調査結果関係>

- ・事業所によって、防災要員の新任者と、従事者とを区別している教育訓練がある一方で、区別しないで行う教育訓練も見受けられる。新任者、従事者ともに教育の水準や機会の確保が必要であるが、当面、区別せず教育訓練の確保された実施も重要。その上で、一定の水準や機会が確保出来る事業所より、新任者あるいは従事者の知識や技術の内容に応じ、区別が望ましい。
- ・研修機関及び研修施設等の活用については、消防機関や消防学校、県庁などの行政機関、危険物や高圧ガスの公的な団体、また、実消火訓練施設などの訓練を実施。
- ・教育訓練それぞれの教材については、半数以上が自社あるいは防災組織で作成したものを使用。
- ・アンケート調査の意見等の中には、教育訓練の機会について、「プラント運転員の交代者となっているので、一括での教育、訓練が出来ず、教育担当者の負担が増えている。また、交代者の教育時間の確保も難しい。」旨、などの教育訓練上の課題もあり。

<今後の検討（平成 29 年度）>

- ・現行の研修体制を踏まえつつ、ベテランの退職による減少や、消火活動など防災活動の経験が減少する中、事業所が主体となる教育訓練を維持しつつ、必要に応じ、外部の活力による水準の確保や内容の充実強化が必要。